

第四百十五回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第四号

平成十一年七月二十七日(火曜日)
午後一時五十分開議

出席委員

委員長 桜井 新君

理事 鴨下 一郎君

理事 山本 有二郎君

理事 堀込 征雄君

理事 西野 陽君

安倍 晋三君

小野寺 五典君

奥谷 通君

木村 隆秀君

河本 三郎君

桜井 郁三君

葉梨 信行君

松本 純君

米田 建三君

大島 章宏君

佐藤 敬夫君

松沢 成文君

井上 義久君

若松 謙維君

齋藤 俊之君

東中 光雄君

出席政府委員

自治省行政局長

學部長

委員外の出席者

議員 衛藤征士郎君

議員 井上 喜一君

衆議院調査局長

二特別調査室長

牧之内隆久君

委員の異動

七月二十七日

辭任

補欠選任

田中 和徳君
中谷 元君
木村 隆秀君
竹本 直一君

同日
辭任
木村 隆秀君
竹本 直一君

七月二十七日

公職選挙法の一部を改正する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、衆法第二六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(衛藤征士郎君外五名提出、衆法第二六号)

○桜井委員長 これより会議を開きます。

議事進行に關し西野陽君から発言を求められておりますので、これを許します。西野陽君。

○西野委員 動議を提出いたします。

すなわち、本日付託になりました衛藤征士郎君外五名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を求められることを望みます。(発言する者あり)

○桜井委員長 西野陽君の動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○桜井委員長 起立多数。よって、そのとおり決しました。

衛藤征士郎君外五名提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。衛藤征士郎君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○衛藤(征)議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

私たちは今、行政改革において、規制と保護を基調とした戦後の我が国社会経済構造の転換を促し、自立的で、自由かつ公正な社会を形成することを目指しております。

その一環として、中央省庁の改革を始め、行政経費のむだの一掃、国家公務員の定員削減等を強く求めているところであります。また、民間におきましても、厳しい経済状況の中、経営の合理化や組織全体の徹底した変革、過酷なリストラが進められております。

このような状況にかんがみ、まず国会みずからが改革の先頭に立って範を示し、各般の改革を求めるべきとの見地から、自由民主党、自由党の両党は、衆議院議員の定数削減に關し、共通の認識に達したところであります。

両党において共通の認識に達した主な点は、次のとおりであります。

第一として、衆議院の小選挙区比例代表並立制は、国民の意思を端的に集約する小選挙区制を基本に、その小選挙区における選挙結果を補完するため比例代表制を取り入れたものであり、本来、小選挙区制を中心とした制度を志向したものととらえるべきであること。

第二として、平成十二年の本格的な国勢調査に基づき、衆議院の小選挙区の区割りを見直すとの衆議院議員選挙区画定審議会の審議結果を尊重する必要があること。

第三として、このような点を踏まえ、また、衆議院議員みずから身を削るとの見地から、この際、比例代表選出議員の定数を五十(現行総定数の一割)削減する必要があること。

以上が、この法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この改正案は、衆議院議員の定数を削減し、四百五十人とし、そのうち、比例代表選出議員の定数を五十削減し、百五十人とするにとし、それに伴い所要の規定の整備を行うこととしております。また、この法律は、公布の日から起算して、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○桜井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五百人」を「四百五十人」に、「二百人」を「百五十人」に改める。

第百四十九条第二項中「三十一人」を「三十二人」に改める。

別表第二北海道の項中「九人」を「七人」に、同表東北の項中「十六人」を「十二人」に、同表北関東の項中「三十一人」を「十六人」に、同表南関東の項中「三十三人」を「十八人」に、同表東京都の項中「十九人」を「十四人」に、同表北陸信越の項中「十三人」を「九人」に、同表東海の項中「三十三人」を「十七人」に、同表近畿の項中「三十三人」を「二十五人」に、同表中国の項中「十三人」を「九人」に、同表四国の項中「七人」を「五人」に、同表九州の項中「三十三人」を「十八人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

衆議院議員の定数を削減し、四百五十人とし、そのうち、百五十人を比例代表選出議員とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。